



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年9月15日火曜日 第746号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（障がい福祉課）… 513
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課）… 513
- 道路の占用を制限する区域の指定……………（道路維持課）… 515
- 道路の供用開始（県道美川松山線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 515
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 515

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 516

正 誤

- 令和8年8月18日付け第738号愛媛県告示第901号（加入区の設定及び廃止（漁獲・特定養殖共済））中……………（漁政課）… 516

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第981号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
愛媛県立今治病院	愛媛県今治市石井町4丁目5番5号	愛媛県	愛媛県松山市一番町4丁目4番地2	知事 中 村 時 広	免疫に関する医療 （育成医療・更生医療）	令和8年 9月1日

○愛媛県告示第982号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フクダ薬局西条店	西条市樋之口436番地14	株式会社あすなろ	西条市明屋敷562	代表取締役 安 藤 智 宏	薬局（育成医療・更生医療）	令和8年 9月1日
ハッピー薬局牛渕店	東温市牛渕1057番地3	株式会社ハッピーファーマシー	松山市東垣生町497番地	代表取締役 新 野 和 幸	薬局（育成医療・更生医療）	令和8年 9月1日

○愛媛県告示第983号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
(仮称) ゆめタウン四国中央本館・別館	四国中央市妻鳥町1136番地1 外	大規模小売店舗の名称	フジグラン川之江	(仮称) ゆめタウン四国中央本館・別館	令和9年3月15日	令和8年9月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか17者	株式会社イズミ	令和9年3月15日ほか	
(仮称) ゆめタウン四国中央専門店棟	四国中央市妻鳥町1274番地1 外	大規模小売店舗の名称及び所在地	フジグラン川之江四国中央市妻鳥町1136番地1 外	(仮称) ゆめタウン四国中央専門店棟四国中央市妻鳥町1274番地1 外	令和9年3月15日	令和8年9月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか17者	株式会社イズミ	令和9年3月15日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第984号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
(仮称) ゆめタウン四国中央本館・別館	四国中央市妻鳥町1136番地1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	19,325平方メートル	18,003平方メートル	令和9年3月15日	令和8年9月4日
		駐車場の位置及び収容台数	953台 (7箇所)	907台 (6箇所)		
		駐輪場の位置及び収容台数	178台 (4箇所)	150台 (2箇所)		
		荷さばき施設の位置及び面積	290平方メートル (3箇所)	260平方メートル (2箇所)		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	166立方メートル (1箇所)	335.17立方メートル (2箇所)		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	20箇所	19箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時30分から午後9時まで		
(仮称) ゆめタウン四国中央専門店棟	四国中央市妻鳥町1274番地1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	19,325平方メートル	1,322平方メートル	令和9年3月15日	令和8年9月4日
		駐車場の位置及び収容台数	953台 (7箇所)	46台 (1箇所)		
		駐輪場の位置及び収容台数	178台 (4箇所)	38台 (1箇所)		
		荷さばき施設の位置及び面積	290平方メートル (3箇所)	30平方メートル (1箇所)		

		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	166立方メートル (1箇所)	7.40立方メートル (1箇所)		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	20箇所	2箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時30分から午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、愛媛県土木部道路都市局道路維持課及び中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中村時広

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	久米垣生線	松山市余戸東四丁目3074番2から 同市余戸東四丁目3074番2まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

通学路の占用を制限することにより、幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年9月30日

○愛媛県告示第986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地158番2地先から 同町菅生3番耕地157番1まで	令和8年9月15日

○愛媛県告示第987号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月15日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
集合教育用シミュレータ装置の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和8年8月26日	株式会社フォーラムエイト 東京都港区港南二丁目15番1号	91,666円 (月額)	一般競争入札	令和8年7月7日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数1,082,880
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数21,658
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数235,360

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,005	14,002
南宇和郡	16,079	5,360
松山市・上浮穴郡	422,116	137,020
今治市・越智郡	127,272	42,424
宇和島市・北宇和郡	67,253	22,418
八幡浜市・西宇和郡	31,957	10,653
新居浜市	93,024	31,008
西条市	85,273	28,425
大洲市・喜多郡	45,078	15,026
伊予市	29,456	9,819
四国中央市	67,576	22,526
西予市	28,315	9,439
東温市	27,476	9,159

正 誤

○正 誤

令和8年8月18日付け第738号愛媛県告示第901号（加入区の設定及び廃止（漁獲・特定養殖共済））中

ページ	箇所	誤	正
470	上から4行目	同月21日	令和8年8月21日